

条例 番号	公布年月日	件 名	関係部
8	R8. 3. 26	渋谷区犯罪被害者等支援審議会条例(制定)	総務部 会計管理室 監査委員事務局
9	R8. 3. 26	渋谷区手数料条例の一部を改正する条例	総務部 会計管理室 監査委員事務局
10	R8. 3. 26	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	総務部 会計管理室 監査委員事務局
11	R8. 3. 26	渋谷区立二の平渋谷荘条例の一部を改正する条例	区民部 会計管理室 監査委員事務局
12	R8. 3. 26	渋谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例	区民部 会計管理室 監査委員事務局
13	R8. 3. 26	渋谷区介護保険条例の一部を改正する条例	福祉部 会計管理室 監査委員事務局
14	R8. 3. 26	渋谷区旅館業法施行条例の一部を改正する条例	健康推進部 会計管理室 監査委員事務局
15	R8. 3. 26	渋谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例の一部を改正する条例	健康推進部 会計管理室 監査委員事務局

渋谷区条例第8号

渋谷区犯罪被害者等支援審議会条例を公布する。

令和8年3月26日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区犯罪被害者等支援審議会条例

(設置)

第1条 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）を支援するための施策等について検討するため、区長の附属機関として、渋谷区犯罪被害者等支援審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 犯罪被害者等の支援に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員15人以上をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 警視庁の警察官
- (3) 医療関係者
- (4) 犯罪被害者等
- (5) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、学識経験者の委員のうちから委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が公開することを不相当と認めるときは、この限りでない。

(意見聴取)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、区規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和29年渋谷区条例第8号)の一部を次のように改正する。
別表中44の項を45の項とし、8の項から43の項までを1項ずつ繰り下げ、7の項の次に次の1項を加える。

8 渋谷区犯罪被害者等支援審議会

会長 1万8,000円

委員 1万2,000円

渋谷区条例第9号

渋谷区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月26日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区手数料条例の一部を改正する条例

渋谷区手数料条例（昭和33年渋谷区条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1番号127の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改め、同表番号131の項から番号133の項までを削り、同表番号130の項を同表番号131の項とし、同表番号129の項を削り、同表番号128の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第1項」に改め、「建築物の容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加え、「要除却」を「要除却等」に、「の容積率の」を「又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの」に改め、同項を同表番号130の項とし、同表番号127の項の次に次の2項を加える。

128	マンションの再生等の円滑化に関する法律第113条第1項の規定に基づき認可されたマンション等売却組合に関する証明の申請に対する審査	マンション等売却組合認可等証明申請手数料	1件につき	500円	証明申請のとき
129	マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の6第1項の規定に基づき認可されたマンション除却組合に関する証明の申請に対する審査	マンション除却組合認可等証明申請手数料	1件につき	500円	証明申請のとき

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前になされたマンション管理計画の認定の申請、マンション管理計画の認定の更新の申請及びマンション管理計画の変更の認定の申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

渋谷区条例第10号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月26日

渋谷区長 長谷部 健

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成15年渋谷区条例第1号）の
一部を次のように改正する。

第2条第1項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 一般社団法人ササハタハツまちラボ

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 一般社団法人ササハタハツまちラボに職員を派遣することに関して必要な手続等
は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

渋谷区条例第11号

渋谷区立二の平渋谷荘条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月26日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区立二の平渋谷荘条例の一部を改正する条例

渋谷区立二の平渋谷荘条例（昭和46年渋谷区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「第11条」を「第12条」に改める。

第14条を第15条とする。

第13条第1項中「第10条」を「第11条」に改め、同条を第14条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第9条の次に次の1条を加える。

（利用料金の減額）

第10条 指定管理者は、区規則で定めるところにより、利用料金を減額することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

渋谷区条例第12号

渋谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月26日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例

渋谷区国民健康保険条例（昭和34年渋谷区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第15条の2中「並びに」を「、世帯主の世帯に属する」に改め、「介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）」の次に「並びに世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（同項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）」を加える。

第15条の3第1号イ中「並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）」を「、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」に改め、同号カ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ及びエ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第16条第1項中「第16条の4」を「第16条の4第1号」に改める。

第16条の4第1号中「100分の7.71」を「100分の7.51」に、「100分の64」を「100分の63」に改め、同条第2号中「4万7,300円」を「4万7,600円」に、「100分の36」を「100分の37」に改める。

第16条の8中「66万円」を「67万円」に改める。

第16条の11中「次条」を「次条第1号」に改める。

第16条の12第1号中「100分の2.69」を「100分の2.80」に、「100分の65」を「100分の63」に改め、同条第2号中「1万6,800円」を「1万7,600円」に、「100分の35」を「100分の37」に改める。

第17条の3中「次条」を「次条第1号」に改める。

第17条の4第1号中「100分の2.25」を「100分の2.43」に、「100分の63」を「100分の61」に改め、同条第2号中「1万6,600円」を「1万7,800円」に、「100分の37」を「100分の39」に改める。

第17条の5中「賦課額」を「介護納付金賦課額」に改め、同条の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第17条の6 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第20条の2、第20条の4、第20条の5及び第20条の6の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第20条の6に規定する基準に従い、子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)の

ための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第17条の7 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第17条の8 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第17条の9 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の0.27（子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第17条の6第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の63に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1,800円（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の37に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）
- (3) 18歳以上被保険者均等割 18歳以上被保険者1人につき73円（第17条の6第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第17条の10 第17条の7の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第19条の2第1項中「及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額」を「、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額」に改め、同条第2項中「基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額のそれぞれの10分の1の額」を「各納期の納付額」に改める。

第20条第1項及び第2項中「の額若しくは第17条の2の額又は次条各号に定める額、第20条の4各号若しくは第20条の5第1項各号」を「、第17条の2若しくは第17条の7の額又は次条各号、第20条の4各号、第20条の5第1項各号若しくは第20条の6」に改める。

第20条の2各号列記以外の部分中「66万円」を「67万円」に、「及び第16条の10」を「、第16条の10」に、「並びに第17条の2」を「、第17条の2」に改め、「17万円）」の次に「及び第17条の7の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号のエ及びオに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同条第1号中「属するもの」を「属する者」に改め、同号ア中「3万3,110円」を「3万3,320円」に改め、同号イ中「1万1,760円」を「1万2,320円」に改め、同号ウ中「1万1,620円」を「1万2,460円」に改め、同号に次のように加える。

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき1,260円

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者1人につき52円

第20条の2第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号ア中「2万3,650円」を「2万3,800円」に改め、同号イ中「8,400円」を「8,800円」に改め、同号ウ中「8,300円」を「8,900円」に改め、同号に次のように加える。

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき900円

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 18

歳以上被保険者1人につき37円

第20条の2第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号ア中「9,460円」を「9,520円」に改め、同号イ中「3,360円」を「3,520円」に改め、同号ウ中「3,320円」を「3,560円」に改め、同号に次のように加える。

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき360円

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者1人につき15円

第20条の3中「第16条第1項及び」を「第16条第1項、第16条の11、第17条の3、第17条の8、第20条の5及び」に改める。

第20条の4第1号ア中「7,095円」を「7,140円」に改め、同号イ中「1万1,825円」を「1万1,900円」に改め、同号ウ中「1万8,920円」を「1万9,040円」に改め、同号エ中「2万3,650円」を「2万3,800円」に改め、同条第2号ア中「2,520円」を「2,640円」に改め、同号イ中「4,200円」を「4,400円」に改め、同号ウ中「6,720円」を「7,040円」に改め、同号エ中「8,400円」を「8,800円」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第20条の2第1号エに規定する金額を減額した世帯 270円

イ 第20条の2第2号エに規定する金額を減額した世帯 450円

ウ 第20条の2第3号エに規定する金額を減額した世帯 720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 900円

第20条の5第1項各号列記以外の部分中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「課する所得割額及び被保険者均等割額」を「課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、「の被保険者均等割額」は、当該所得割額及び被保険者均等割額を「の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に、「及び第17条の5」を「、第17条の5及び第17条の10」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」

に改め、同項に次の2号を加える。

- (7) 子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第20条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）に1/2分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第20条の5の次に次の1条を加える。

（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額）

第20条の6 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第17条の9の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第20条の2各号、第20条の4第3号及び前条第8号に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額）から当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第15条の2、第15条の3、第16条の4、第16条の8、第16条の12、第17条の4、第17条の6から第17条の10まで、第

19条の2及び第20条から第20条の6までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

渋谷区条例第13号

渋谷区介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月26日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区介護保険条例の一部を改正する条例

渋谷区介護保険条例（平成12年渋谷区条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第10条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において区に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において区に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により区の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第13条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、

当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

- 2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第13条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第13条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。））」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。））」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第11条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第13条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者がいるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において区に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において区に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により区の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）
- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
- イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合
- ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合
- (3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い渋谷区特別区税条例（昭和39年条例第49号。以下「区条例」という。）第10条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
- イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000

0円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い区条例第10条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い区条例第10条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第13条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

渋谷区条例第14号

渋谷区旅館業法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月26日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

渋谷区旅館業法施行条例（平成24年渋谷区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条の2を第1条の3とし、第1条の次に次の1条を加える。

（標識の設置及び説明等）

第1条の2 法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営もうとする者（区規則で定める者を除く。）は、同項の許可の申請をする前に、区規則で定めるところにより、標識を設置し、その旨を区長に届け出なければならない。当該標識を変更したときも、同様とする。

2 前項の規定により標識を設置した者は、法第3条第1項の許可の申請をする前に、区規則で定める者（以下「住民等」という。）に対し、区規則で定めるところにより説明会を実施し、その内容を区長に報告しなければならない。

3 法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営もうとする者は、前項の規定にかかわらず、住民等から営もうとする旅館業の計画についての説明を受けたい旨の申出があったときは、住民等の理解を得られるよう、これに誠実に対応しなければならない。

第6条第1項に次の2号を加える。

(4) 施設内その他区規則で定める場所には、区規則で定めるところにより、営業従事者を常駐させること。

(5) 玄関帳場を設置しない場合は、区規則で定めるところにより、公衆の見やすい

位置に、施設の名称、施設の所在地その他区規則で定める事項を表示しておくこと。

第6条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 営業者は、旅館業の適正な運営に関し、施設の周辺地域の住民、町会その他関係団体から協議又は説明を求められた場合は、これに誠実に対応しなければならない。

第7条第1号に次のただし書を加える。

ただし、区規則で定める要件を満たす場合は、この限りでない。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(許可施設の公表)

第12条 区長は、法第3条第1項の許可を受けた施設に関する次に掲げる事項について、公表するものとする。

- (1) 許可番号
- (2) 許可年月日
- (3) 名称
- (4) 所在地
- (5) 連絡先
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、第1条の2を第1条の3とし、第1条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第1条の2及び第6条第1項第4号の規定は、令和8年7月1日以後の旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可の申請について適用し、同日前の同項の許可の申請については、なお従前の例による。

(条例の見直し)

3 区長は、この条例の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。

渋谷区条例第15号

渋谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月26日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例の一部を改正する条例

渋谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例（平成30年渋谷区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 3 住宅宿泊事業者等は、住宅宿泊事業の適正な運営に関し、届出住宅の周辺地域の住民、町会その他関係団体から協議又は説明を求められた場合は、これに誠実に対応しなければならない。

第6条中「者」の次に「（以下「届出予定者」という。）」を加え、「住民及び町会」を「区規則で定める者（以下「住民等」という。）」に、「7日」を「60日」に、「行わなければ」を「行い、区規則で定めるところにより区長に報告しなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 届出予定者は、住民等から営もうとする住宅宿泊事業の計画についての説明を受けたい旨の申出があったときは、説明会の実施その他の方法により説明しなければならない。

第7条第1項第1号中「及び第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域」に改め、同条第4項を次のように改める。

- 4 住宅宿泊事業者のうち法第11条第1項第1号及び第2号のいずれにも該当しないものについては、前項の規定は適用しない。

第7条第5項を削る。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(届出住宅の公表)

第11条 区長は、届出住宅に関する次に掲げる事項について、公表するものとする。

- (1) 届出番号
- (2) 届出年月日
- (3) 所在地
- (4) 連絡先
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定及び同条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条及び第7条の規定は、令和8年7月1日以後に住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をした者について適用し、同日前に同項の届出をした者については、なお従前の例による。

(条例の見直し)

3 区長は、この条例の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。